

射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護事業者に対しスポットワークサービスを利用した際の利用料を補助することにより、スポットワークの普及及び定着を促進し、人手不足の解消及び介護職員の負担軽減を図ることを目的とし、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポットワークサービス 短時間及び単発の就労を内容とする雇用契約をデジタル技術を用いて仲介する事業のサービスをいう。
- (2) 介護事業者 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の3第2第1項に規定する介護サービス事業者をいう。
- (3) 介護事業所 介護事業者が運営し、射水市内に所在する事業所のうち、別表1に定める種類のサービスを提供するものをいう。
- (4) 利用料 スポットワークサービスを利用し、第1号の規定による雇用契約が成立したことへの対価として当該サービスを提供する事業者(以下「サービス提供事業者」という。)に支払った人材紹介手数料とし、人件費、交通費、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は除くものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす介護事業者とする。

- (1) 市内の介護事業所においてスポットワークサービスを利用したもの
- (2) 徴収金(射水市市税条例(平成17年条例第78号)第2条第2号に規定する徴収金をいう。)を滞納していないこと。
- (3) 国、他自治体、公益財団法人等から同一又は類似する内容の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、介護事業所において介護事業者が利用したスポットワークサービスに係る利用料であって、第6条の規定による申請を行った日の属する年度内に支払ったものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)に相当する額とし、1介護事業者1施設当たり

50,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請を行う日の属する年度の末日までに、射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 射水市介護スポットワーク活用支援事業補助対象経費明細書(様式第2号)
- (2) サービス提供事業者へ利用料を支払ったことが証明できる書類
- (3) サービス提供事業者を支払った利用料の内訳が確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 申請者が補助金の交付を申請できる回数は、申請する日の属する年度内において1回とする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとし、射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、申請書兼請求書の提出をもって、規則第11条第2項の規定による請求があったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

(調査等)

第9条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地にて調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、当該補助事業者に対して射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合にお

いて、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条の規定による交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

介護サービスの種類
<p>介護保険法第 8 条の規定による次の介護サービス</p> <p>通所介護</p> <p>通所リハビリテーション</p> <p>短期入所生活介護</p> <p>訪問介護</p> <p>訪問入浴介護</p> <p>訪問看護</p> <p>訪問リハビリテーション</p> <p>短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護</p> <p>介護福祉施設サービス</p> <p>介護保健施設サービス</p> <p>介護医療院サービス</p> <p>地域密着型通所介護</p> <p>夜間対応型訪問介護</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>認知症対応型通所介護</p> <p>認知症対応型共同生活介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>複合型サービス</p>

様式第1号（第6条関係）

射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

射水市長

（申請者）

法人所在地

法人名

代表者名

電話番号

担当者名

射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金の交付を受けたいので、射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請した補助対象経費に関し、本補助金以外に国、他自治体、公益財団法人等から同一又は類似する内容の補助金等の交付又は交付の予定はありません。

また、この申請に係る審査及び交付決定後の状況確認に当たり、市長が税情報及びその他必要な事項を調査することに同意します。

記

1 交付申請(請求)額 金 _____ 円 (施設名: _____)

2 添付書類

- (1) 補助対象経費明細書（様式第2号）
- (2) サービス提供事業者へ利用料を支払ったことが証明できる書類
- (3) サービス提供事業者へ支払った利用料の内訳が確認できる書類

3 補助金の振込口座情報

振込指定金融機関名	支店名	預金種目・口座番号
	本店	普通 ・ 当座
	支店	

口座名義	フリガナ

※ 振込先金融機関及び口座番号が確認できる書類を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

射水市介護スポットワーク活用支援事業補助対象経費明細書

（申請者）

法人所在地

法人名

代表者名

（施設名：

）

（単位：円）

	支払日	年齢	性別	居住地	サービス提供事業者への支払総額 (税込)	うち 利用料（税抜）
1			男・女	市内・市外		
2			男・女	市内・市外		
3			男・女	市内・市外		
4			男・女	市内・市外		
5			男・女	市内・市外		
6			男・女	市内・市外		
7			男・女	市内・市外		
8			男・女	市内・市外		
9			男・女	市内・市外		
10			男・女	市内・市外		
11			男・女	市内・市外		
12			男・女	市内・市外		
13			男・女	市内・市外		
14			男・女	市内・市外		
15			男・女	市内・市外		
16			男・女	市内・市外		
17			男・女	市内・市外		
18			男・女	市内・市外		
19			男・女	市内・市外		
20			男・女	市内・市外		
合 計						A
					交付申請額 (A×1/3)	

※交付申請額は「利用料（税抜）」の合計額の1／3の額で5万円以内となります。

※行が足りない場合は、必要に応じて適宜行を追加してください。

様式第3号（第7条関係）

射水市指令 第 号

法人所在地

法人名

代表者名

射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付決定通知書

射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

射水市長

- 1 振込内容
射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金
- 2 振込金額
交付決定額 金 _____ 円 （施設名： _____）
- 3 振込口座
射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付申請書兼請求書の
指定振込先口座
- 4 振込予定年月日
年 月 日（ ）

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に射水市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

様式第4号（第10条関係）

射水市指令 第 号

法人所在地
法人名
代表者名

射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金については、射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、取り消します。

年 月 日

射水市長

記

- 1 取消し理由
- 2 補助金交付済額
金 円（施設名： ）
- 3 返還を求める額
金 円（施設名： ）
- 4 返還期限
年 月 日（ ）

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に射水市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。